

原子力発電所事故に係る抜本的な計画等の見直しを求める意見書

さる平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上まれに見るマグニチュード9.0の大地震であったが、これに伴う巨大津波の発生も合わせて、東北・関東地方を始めとする広大な地域において、かけがえのない多くの人命・財産を失う甚大な被害をもたらした。

特に、東京電力福島第1原子力発電所においては、大地震による想定以上の大津波によって、絶対にあってはならない制御不能の状況が発生したうえ、最も危険な炉心溶融を起こし、原子力発電所周圍30kmもの地域の多数の住民が避難を余儀なくさせられるなど、地震や津波の自然大災害に加え、深刻な放射能汚染をもたらしたことは、誠に遺憾と言わざるを得ない。

政府や各電力会社においては、これまで国内エネルギー政策の主要な柱に、地球環境に優しく安価なコストで安全に電力需要をまかなうことができるとして、原子力発電の開発を進めており、最新のエネルギー基本計画においてはさらに14基の新設が計画されている。しかしながら、今回の原子力発電所における地震・津波による被害状況は、安全・安心な国民生活を根幹から揺るがすものとして、徹底的な原因の究明と今後のエネルギー基本計画の見直しが求められることは言うまでもない。

島根県には、全国で唯一県庁所在地の松江市に島根原子力発電所が立地しており、現在3号機が建設中である。本市の市域は、この島根原子力発電所から同心円状に10km以内の区域からおおよそ40kmまでの区域が含まれているが、原発事故によるその信頼性の低下は今までになく著しく、市民の間には、原子力事故に対する大きな不安が広がっている。

本市は、これまでも市民の安全・安心を守る立場から、島根原子力発電所の防災対策について様々な観点から関係機関に対して要望しており、本年1月25日、中国電力株式会社と「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定」を締結した。しかしながら、福島第1原子力発電所の事故の復旧では、未だに予断を許さない厳しい状況が続いていることから、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の拡大など、国においては更に様々な観点からの抜本的な対策を講ずるよう、下記の事項の実現について強く要望する。

記

1. EPZの範囲については、福島第1原子力発電所の事故を充分検証したうえで、拡大すること。
2. 福島第1原子力発電所の事故に係る徹底的な原因の究明を行なうとともに、原子力発電所の安全基準を抜本的に見直すこと。
3. 国の防災計画において、原子力事故に即応できる対策を講ずる指針を早急に盛り込み、地方公共団体の地域防災計画に反映できるよう見直すこと。
4. 原子力発電に依存する国内エネルギー基本計画について、新エネルギーなどへの転換を含め、安全・安心の観点を最重要として、再検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年(2011)7月4日

島根県出雲市議会